FP | 2級 | 生保

F42

* 1 9 F 4 2 0 0 5 *

2024年度　９月実施
ファイナンシャル・プランニング技能検定・実技試験

2級 生保顧客
資産相談業務

実 施 日◆2024年９月８日（日）

試験時間◆13：30～15：00（90分）

★ 注 意 ★

１．受検する科目の問題用紙と解答用紙が正しく配付されているかどうかを確認し、誤った用紙が配付されている場合は挙手してください。「問題用紙左上部の科目の略称」と「解答用紙左上部の科目の略称」の一致を確認してください。
２．本試験の出題形式は、記述式等５題（15問）です。
３．筆記用具、計算機（プログラム電卓等を除く）の持込みが認められています。
４．試験問題については、特に指示のない限り、2024年４月１日現在施行の法令等に基づいて解答してください。
５．試験時間中は、乱丁・落丁、印刷不鮮明に関する質問以外はお受けできません。
６．不正行為があったときは、すべての解答が無効になります。
７．解答用紙の注意事項を必ずお読みください。
８．その他、試験監督者の指示に従ってください。

《退出時の注意事項》

▶試験開始後60分経過した時点で退出できます。退出をする場合には、試験監督者に解答用紙を必ず手渡してください。問題用紙はお持ち帰りください。

▶試験終了時間10分前からは退出できません。試験終了後、試験監督者が解答用紙を回収しますので、着席したままお待ちください。

○この試験の模範解答は、本日午後５時 30 分以降、当会のホームページに掲載します。
（https://www2.kinzai.or.jp/answer/）
※当会トップページからのリンクは混雑のためつながりにくくなります。上記の URL に直接アクセスしてください。

○10月21日（予定）に合否通知書を発送します（到着までに１週間程度を要することがあります）。
また、当会のホームページ（https://kentei.kinzai.or.jp/announce/）、またはスマートフォン向けページ（https://kentei.kinzai.or.jp/announcem/）で、受検番号の入力により合否を確認できます。

厚生労働大臣指定試験機関　一般社団法人 金融財政事情研究会
〒160-8529　東京都新宿区荒木町2-3　TEL 03-3358-0771

解答にあたっての注意

1．試験問題については、特に指示のない限り、2024年４月１日現在施行の法令等に基づいて解答してください。なお、東日本大震災の被災者等に対する各種特例等については考慮しないものとします。

2．問題は、**【第１問】**から**【第５問】**まであります。

3．各問の問題番号は、通し番号になっており、**《問１》**から**《問15》**までとなっています。

4．解答にあたっては、各設例および各問に記載された条件・指示に従うものとし、それ以外については考慮しないものとします。

5．解答は、解答用紙に記入してください。その際、漢字は楷書で、数字は算用数字で明瞭に記入してください。また、記号は判別できるよう明瞭に記入してください。

【第１問】 次の設例に基づいて、下記の各問（《問１》～《問３》）に答えなさい。

《設　例》

Ｘ株式会社（以下、「Ｘ社」という）に勤務するＡさん（50歳）は、妻Ｂさん（48歳）および長女Ｃさん（19歳）との３人暮らしである。Ａさんは、65歳の定年までＸ社で働くつもりであり、今後の資金計画を検討するにあたって、公的年金制度の老齢給付について理解を深めたいと考えている。また、今年20歳を迎える長女Ｃさんの国民年金の保険料の納付について、学生納付特例制度の利用を検討している。

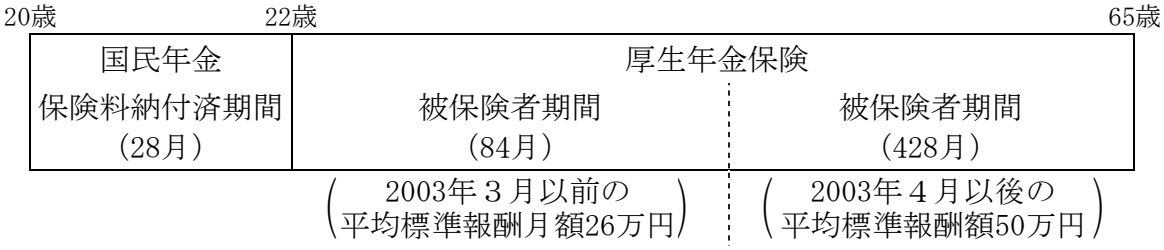
そこで、Ａさんは、ファイナンシャル・プランナーのＭさんに相談することにした。

〈Ａさんとその家族に関する資料〉

（1）Ａさん（1973年12月18日生まれ、会社員）

・公的年金加入歴 ： 下図のとおり（65歳までの見込みを含む）

・全国健康保険協会管掌健康保険、雇用保険に加入している。



（2）妻Ｂさん（1976年６月25日生まれ、パートタイマー）

・公的年金加入歴 ： 高校卒業後の８年間（96月）は、厚生年金保険に加入。その後は、国民年金に第３号被保険者として加入している。

・全国健康保険協会管掌健康保険の被扶養者である。

（3）長女Ｃさん（2004年11月10日生まれ、大学生）

・全国健康保険協会管掌健康保険の被扶養者である。

※妻Ｂさんおよび長女Ｃさんは、現在および将来においても、Ａさんと同居し、Ａさんと生計維持関係にあるものとする。

※Ａさんとその家族は、現在および将来においても、公的年金制度における障害等級に該当する障害の状態にないものとする。

※上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

《問１》　Ａさんが、原則として65歳から受給することができる老齢基礎年金および老齢厚生年金の年金額（2024年度価額）を計算した次の〈計算の手順〉の空欄①～④に入る最も適切な数値を解答用紙に記入しなさい。計算にあたっては、《設例》の〈Ａさんとその家族に関する資料〉および下記の〈資料〉に基づくこと。なお、問題の性質上、明らかにできない部分は「□□□」で示してある。

〈計算の手順〉

１．老齢基礎年金の年金額（円未満四捨五入）

（　①　）円

２．老齢厚生年金の年金額

(1) 報酬比例部分の額（円未満四捨五入）

（　②　）円

(2) 経過的加算額（円未満四捨五入）

（　③　）円

(3) 基本年金額（上記「(1)＋(2)」の額）

□□□円

(4) 加給年金額（要件を満たしている場合のみ加算すること）

(5) 老齢厚生年金の年金額

（　④　）円

〈資料〉

〇老齢基礎年金の計算式（４分の１免除月数、４分の３免除月数は省略）

$$816,000円\times\frac{\text{保険料納付済月数}+\text{保険料半額免除月数}\times\frac{□}{□}+\text{保険料全額免除月数}\times\frac{□}{□}}{480}$$

〇老齢厚生年金の計算式（本来水準の額）

ⅰ）報酬比例部分の額（円未満四捨五入）＝ⓐ＋ⓑ

ⓐ 2003年３月以前の期間分

$$\text{平均標準報酬月額}\times\frac{7.125}{1,000}\times\text{2003年３月以前の被保険者期間の月数}$$

ⓑ 2003年４月以後の期間分

$$\text{平均標準報酬額}\times\frac{5.481}{1,000}\times\text{2003年４月以後の被保険者期間の月数}$$

ⅱ）経過的加算額（円未満四捨五入）＝1,701円×被保険者期間の月数

$$-816,000円\times\frac{\text{1961年４月以後で20歳以上60歳未満の厚生年金保険の被保険者期間の月数}}{480}$$

ⅲ）加給年金額＝408,100円（要件を満たしている場合のみ加算すること）

《問２》 Ｍさんは、Ａさんに対して、公的年金制度からの老齢給付について説明した。Ｍさんが説明した次の記述①～③について、適切なものには○印を、不適切なものには×印を解答用紙に記入しなさい。

① 「Ａさんおよび妻Ｂさんには、特別支給の老齢厚生年金の支給はありません。原則として、65歳から老齢基礎年金と老齢厚生年金を受給することになります」

② 「妻Ｂさんは、国民年金の付加保険料を納付することができます。仮に、付加保険料を140月納付し、65歳から老齢基礎年金を受給する場合、老齢基礎年金の額に付加年金として28,000円が上乗せされます」

③ 「Ａさんおよび妻Ｂさんが希望すれば、66歳以後、老齢基礎年金および老齢厚生年金の繰下げ支給の申出をすることができます。仮に、Ａさんが68歳０カ月で老齢基礎年金の繰下げ支給の申出をした場合、年金の増額率は18％となります」

《問３》 Ｍさんは、Ａさんに対して、国民年金の学生納付特例制度（以下、「本制度」という）について説明した。Ｍさんが説明した以下の文章の空欄①～③に入る最も適切な語句または数値を、下記の〈語句群〉のなかから選び、その記号を解答用紙に記入しなさい。

Ⅰ 「本制度は、国民年金の第１号被保険者で大学等の所定の学校に在籍する学生について、（ ① ）の前年所得が一定額以下の場合、所定の申請に基づき、国民年金の保険料の納付を猶予する制度です」

Ⅱ 「本制度の適用を受けた期間の保険料は追納することができますが、追納できるのは、追納が承認された月の前（ ② ）年以内の期間に係るものに限られます。なお、本制度の適用を受けた期間の翌年度から起算して（ ③ ）年度目以降に保険料を追納する場合、適用を受けた当時の保険料額に経過期間に応じた加算額が上乗せされます」

〈語句群〉

イ．２　　ロ．３　　ハ．４　　ニ．５　　ホ．７　　ヘ．10

ト．世帯主　　チ．学生本人　　リ．学生本人およびその世帯主

＊下書き欄（解答は解答用紙に）

【第２問】 次の設例に基づいて、下記の各問（《問４》～《問６》）に答えなさい。

《設　例》

Ｘ株式会社（以下、「Ｘ社」という）に勤務するＡさん（64歳、全国健康保険協会管掌健康保険の被保険者）は、2024年11月に65歳となり定年を迎える。Ａさんは、定年後は再就職せず、専業主婦の妻Ｂさん（64歳）と趣味を楽しみながら暮らす予定である。

Ａさんは、現在、Ｙ生命保険の〈資料１〉の生命保険に加入しているが、既に子どもが独立したこともあり、定年を機に保障内容を見直したいと考えている。また、先日、Ｚ生命保険の営業担当者から〈資料２〉の生命保険を提案され、加入を検討している。

そこで、Ａさんは、ファイナンシャル・プランナーのＭさんに相談することにした。

〈資料１〉 Ａさんが現在加入しているＹ生命保険の生命保険の契約内容

保険の種類：定期保険特約付終身保険（75歳払込満了）

契約年月日：2015年12月１日　　月払保険料：25,100円

契約者（＝保険料負担者）・被保険者：Ａさん　　死亡保険金受取人：妻Ｂさん

主契約および特約の内容	保障金額	保険期間
終身保険	100万円	終身
定期保険特約	1,700万円	10年
特定疾病保障定期保険特約	200万円	10年
総合医療特約（180日型）	１日目から日額10,000円	10年
先進医療特約	先進医療の技術費用と同額	10年
リビング・ニーズ特約	－	－

〈資料２〉 Ａさんが提案を受けたＺ生命保険の生命保険の内容

保険の種類：介護年金終身保障保険

月払保険料：11,500円　　保険料払込期間：終身払込

契約者（＝保険料負担者）・被保険者・受取人：Ａさん

指定代理請求人：妻Ｂさん

主契約および特約の内容	保障金額	保険期間
介護年金終身保障保険（注１）	介護終身年金　年額60万円	終身
軽度介護一時金特約（注２）	介護一時金　　200万円	終身
指定代理請求特約	－	－

（注１）公的介護保険制度の要介護３以上と認定された場合、または保険会社所定の要介護状態になった場合に、終身年金が支払われる（終身年金の支払事由前に死亡したときは死亡保険金60万円が支払われる）。

（注２）公的介護保険制度の要介護２以上と認定された場合、または保険会社所定の要介護状態になった場合に支払われる（死亡保険金の支払はない）。

※上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

《問４》　Ｍさんは、Ａさんに対して、生命保険の見直しについて説明した。Ｍさんが説明した次の記述①～③について、適切なものには○印を、不適切なものには×印を解答用紙に記入しなさい。

①　「Ａさんが65歳になると、公的介護保険の第１号被保険者となります。第１号被保険者は、要介護状態または要支援状態となった原因が特定疾病によって生じたものでなければ、公的介護保険の保険給付は受けられませんので、民間の介護保険で備えておくことが重要です」

②　「現在加入している生命保険の死亡保険金額を減額し、提案を受けた生命保険に加入することも検討事項の１つです。現時点でのＡさんの必要保障額を算出し、適正な死亡保険金額を把握することから保障内容の見直しを始めることをお勧めします」

③　「現在加入している生命保険を契約転換して、転換後契約にＹ生命保険が取り扱っている介護保障を目的とした特約を付加する方法も考えられます。転換後契約の保険料は、転換前契約の加入時の年齢により算出されるため、新規に加入する場合と比較して、保険料負担を抑えることができます」

《問５》　Ｍさんは、Ａさんに対して、Ａさんが提案を受けた生命保険の保障内容および課税関係について説明した。Ｍさんが説明した次の記述①～③について、適切なものには○印を、不適切なものには×印を解答用紙に記入しなさい。

①　「公的介護保険の保険給付は、主に訪問介護や通所介護（デイサービス）などの現物給付による介護サービスであるため、自宅の改修費用などの多額の出費に備え、一定額を介護一時金で準備しておくことは検討に値します」

②　「妻Ｂさんがさんに代わって介護一時金を受け取った場合、当該一時金は一時所得の収入金額として所得税の課税対象となります」

③　「介護年金終身保障保険には、Ａさんだけでなく、妻Ｂさんが加入することも検討に値します。介護年金終身保障保険は、保険金額や保険料払込期間等、同じ内容で設計した場合、女性のほうが男性よりも毎回の保険料は割安になります」

《問６》　Ｍさんは、Ａさんに対して、ＡさんがＸ社を定年退職した後の公的医療保険制度の取扱いについて説明した。Ｍさんが説明した以下の文章の空欄①～④に入る最も適切な語句または数値を、下記の〈語句群〉のなかから選び、その記号を解答用紙に記入しなさい。

「ＡさんがＸ社を定年退職し、その後再就職しない場合、公的医療保険については、全国健康保険協会管掌健康保険に任意継続被保険者として加入する、国民健康保険に加入するなどの方法があります。

任意継続被保険者となるためには、原則として、ＡさんがＸ社を退職した日の翌日から（　①　）日以内に、Ａさんの住所地を管轄する全国健康保険協会の都道府県支部に対して資格取得の申出を行う必要があります。

任意継続被保険者として健康保険に加入することができる期間は、最長（　②　）年間です。任意継続被保険者の保険料は、原則として、退職時の標準報酬月額に所定の保険料率を乗じた額となり、その（　③　）が自己負担となります。ただし、2024年度において、退職時の標準報酬月額が30万円を超えていた場合は、30万円の標準報酬月額により算出した保険料となります。なお、Ａさんが任意継続被保険者となり、妻ＢさんがＡさんの健康保険の被扶養者となる場合、妻Ｂさんの保険料を（　④　）」

〈語句群〉

イ．１　　ロ．２　　ハ．３　　ニ．10　　ホ．14　　ヘ．20　　ト．半額
チ．４分の３相当額　　リ．全額　　ヌ．負担する必要があります
ル．負担する必要はありません

＊下書き欄（解答は解答用紙に）

【第３問】 次の設例に基づいて、下記の各問（《問７》～《問９》）に答えなさい。

《設　例》

Ａさん（70歳）は、Ｘ株式会社（以下、「Ｘ社」という）の創業社長である。Ｘ社は、売上金額・利益金額ともに増加傾向にあり、業績は順調に推移している。Ａさんは、今期限りで専務取締役の長男Ｂさん（45歳）に社長の座を譲り、勇退することを決意している。Ａさんは、先日、〈資料１〉の生命保険の解約に関して、生命保険会社の営業担当者であるファイナンシャル・プランナーのＭさんに相談したところ、長男Ｂさんを被保険者とする〈資料２〉の生命保険の提案を受けた。

〈資料１〉 Ｘ社が現在加入している生命保険の契約内容

保険の種類	：	長期平準定期保険（特約付加なし）
契約年月日	：	2004年12月１日
契約者（＝保険料負担者）	：	Ｘ社
被保険者	：	Ａさん
死亡保険金受取人	：	Ｘ社
保険期間・保険料払込期間	：	95歳満了
死亡・高度障害保険金額	：	１億円
年払保険料	：	300万円
現時点の解約返戻金額	：	4,600万円
現時点の払込保険料累計額	：	6,000万円

※保険料の払込みを中止し、払済終身保険に変更することができる。

〈資料２〉 Ｍさんから提案を受けた生命保険の内容

保険の種類	：	特定疾病保障定期保険（特約付加なし）
契約者（＝保険料負担者）	：	Ｘ社
被保険者	：	長男Ｂさん
死亡保険金受取人	：	Ｘ社
保険期間・保険料払込期間	：	90歳満了
死亡・高度障害・特定疾病保険金額	：	１億円
年払保険料	：	340万円
最高解約返戻率	：	82.0％

※死亡および所定の高度障害状態に該当した場合に加え、がん（悪性新生物）と診断確定された場合、または急性心筋梗塞・脳卒中で所定の状態に該当した場合に保険金が契約者に支払われる。

※所定の範囲内で、契約者貸付制度を利用することができる。

※上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

《問７》 仮に、Ｘ社がＡさんに役員退職金5,000万円を支給した場合、Ａさんが受け取る役員退職金について、次の①、②を求め、解答用紙に記入しなさい（計算過程の記載は不要）。〈答〉は万円単位とすること。なお、Ａさんの役員在任期間（勤続年数）を30年２カ月とし、これ以外に退職手当等の収入はなく、障害者になったことが退職の直接の原因ではないものとする。

①　退職所得控除額

②　退職所得の金額

《問８》〈資料１〉の生命保険を現時点で解約して、解約返戻金を受け取った場合のＸ社の経理処理（仕訳）について、下記の〈条件〉を基に、空欄①～④に入る最も適切な語句または数値を、下記の〈語句群〉のなかから選び、その記号を解答用紙に記入しなさい。

〈条件〉

・Ｘ社が解約時までに支払った保険料の総額は6,000万円である。

・解約返戻金の金額は4,600万円である。

・配当等、上記以外の条件は考慮しないものとする。

〈解約返戻金受取時のＸ社の経理処理（仕訳）〉

借　方		貸　方	
現金・預金	（　①　）万円	前払保険料	（　②　）万円
		（　③　）	（　④　）万円

〈語句群〉

イ．1,000　　ロ．1,400　　ハ．1,600　　ニ．2,200　　ホ．3,000

ヘ．4,600　　ト．6,000　　チ．雑収入　　リ．雑損失　　ヌ．保険料積立金

《問９》 Ｍさんは、Ａさんに対して、〈資料２〉の生命保険について説明した。Ｍさんが説明した次の記述①～③について、適切なものには○印を、不適切なものには×印を解答用紙に記入しなさい。

①　「Ｘ社が受け取る特定疾病保険金は、長男Ｂさんが、がん等の治療で長期間不在となった場合に会社を存続させるための事業資金として活用することができます」

②　「Ｘ社が特定疾病保険金を受け取った場合、法人税法上、当該保険金は非課税所得となりますので、益金に計上する必要はありません」

③　「Ｘ社が資金を必要とした際には、契約者貸付制度を利用することにより、資金を調達することができます。Ｘ社が契約者貸付制度を利用し、契約者貸付金を受け取った場合、保険契約は継続しているため、経理処理は必要ありません」

【第４問】 次の設例に基づいて、下記の各問（《問10》～《問12》）に答えなさい。

《設　例》

会社員のＡさんは、妻Ｂさん、長女Ｃさんおよび長男Ｄさんとの４人家族である。Ａさんは、2024年中に妻Ｂさんの入院・手術に係る医療費を支払ったため、医療費控除の適用を受けたいと思っている。

また、Ａさんは、2024年中に一時払養老保険（10年満期）の満期保険金および一時払変額個人年金保険（10年確定年金）の解約返戻金を受け取っている。

〈Ａさんとその家族に関する資料〉

Ａさん　　（53歳）　：　会社員
妻Ｂさん　（50歳）　：　専業主婦。2024年中の収入はない。
長女Ｃさん（24歳）　：　アルバイト。2024年中に給与収入150万円を得ている。
長男Ｄさん（19歳）　：　大学生。2024年中の収入はない。

〈Ａさんの2024年分の収入等に関する資料〉

（1）給与収入の金額　：　830万円
（2）一時払養老保険（10年満期）の満期保険金

契約年月	：　2014年６月
契約者（＝保険料負担者）・被保険者	：　Ａさん
死亡保険金受取人	：　妻Ｂさん
満期保険金受取人	：　Ａさん
満期保険金額	：　320万円
正味払込保険料	：　300万円

（3）一時払変額個人年金保険（10年確定年金）の解約返戻金

契約年月	：　2015年６月
契約者（＝保険料負担者）・被保険者	：　Ａさん
死亡保険金受取人	：　妻Ｂさん
解約返戻金額	：　600万円
正味払込保険料	：　500万円

※妻Ｂさん、長女Ｃさんおよび長男Ｄさんは、Ａさんと同居し、生計を一にしている。
※Ａさんとその家族は、いずれも障害者および特別障害者には該当しない。
※Ａさんとその家族の年齢は、いずれも2024年12月31日現在のものである。
※上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

《問10》 所得税における医療費控除に関する以下の文章の空欄①～③に入る最も適切な数値を、下記の〈数値群〉のなかから選び、その記号を解答用紙に記入しなさい。

「通常の医療費控除は、その年分の総所得金額等の合計額が200万円以上である納税者の場合、その年中に支払った医療費の総額（保険金等により補填される金額を除く）が（　①　）円を超えるときは、その超える部分の金額（最高200万円）を総所得金額等から控除することができます。

また、セルフメディケーション税制（特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例）では、定期健康診断や予防接種などの一定の取組みを行っている納税者が自己または自己と生計を一にする配偶者等のために特定一般用医薬品等購入費を支払った場合、その額（保険金等により補填される金額を除く）が（　②　）円を超えるときは、その超える部分の金額（最高（　③　）円）を総所得金額等から控除することができます」

〈通常の医療費控除額の算式〉

その年中に支払った医療費の総額	－	保険金などで補填される金額	－（　①　）円＝	医療費控除額（最高200万円）

〈セルフメディケーション税制に係る医療費控除額の算式〉

その年中に支払った特定一般用医薬品等購入費の総額	－	保険金などで補填される金額	－（　②　）円＝	セルフメディケーション税制に係る医療費控除額（最高（　③　）円）

〈数値群〉

イ．12,000　　ロ．24,000　　ハ．36,000　　ニ．68,000　　ホ．88,000
ヘ．100,000　　ト．120,000　　チ．150,000　　リ．200,000

《問11》 Ａさんの2024年分の所得税の課税に関する次の記述①～③について、適切なものには○印を、不適切なものには×印を解答用紙に記入しなさい。

①　「一時払養老保険は金融類似商品に該当するため、Ａさんが受け取った満期保険金に係る保険差益は源泉分離課税の対象となります」

②　「Ａさんが通常の医療費控除の適用を受けた場合、セルフメディケーション税制（特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例）の適用を受けることはできません」

③　「Ａさんが適用を受けることができる配偶者控除の控除額は、38万円です」

《問12》　Ａさんの2024年分の所得税の算出税額を計算した下記の表の空欄①～④に入る最も適切な数値を求めなさい。なお、問題の性質上、明らかにできない部分は「□□□」で示してある。

（ａ）総所得金額		（　①　）円
	医療費控除	□□□円
	社会保険料控除	□□□円
	生命保険料控除	□□□円
	地震保険料控除	□□□円
	配偶者控除	□□□円
	扶養控除	（　②　）円
	基礎控除	（　③　）円
（ｂ）所得控除の額の合計額		□□□円
（ｃ）課税総所得金額（（ａ）－（ｂ））		3,900,000円
（ｄ）算出税額（（ｃ）に対する所得税額）		（　④　）円

〈資料〉給与所得控除額

給与収入金額			給与所得控除額
万円超		万円以下	
	～	180	収入金額×40％－10万円（55万円に満たない場合は、55万円）
180	～	360	収入金額×30％＋８万円
360	～	660	収入金額×20％＋44万円
660	～	850	収入金額×10％＋110万円
850	～		195万円

〈資料〉所得税の速算表

課税総所得金額			税率	控除額
万円超		万円以下		
	～	195	5％	－
195	～	330	10％	9万7,500円
330	～	695	20％	42万7,500円
695	～	900	23％	63万6,000円
900	～	1,800	33％	153万6,000円
1,800	～	4,000	40％	279万6,000円
4,000	～		45％	479万6,000円

＊下書き欄（解答は解答用紙に）

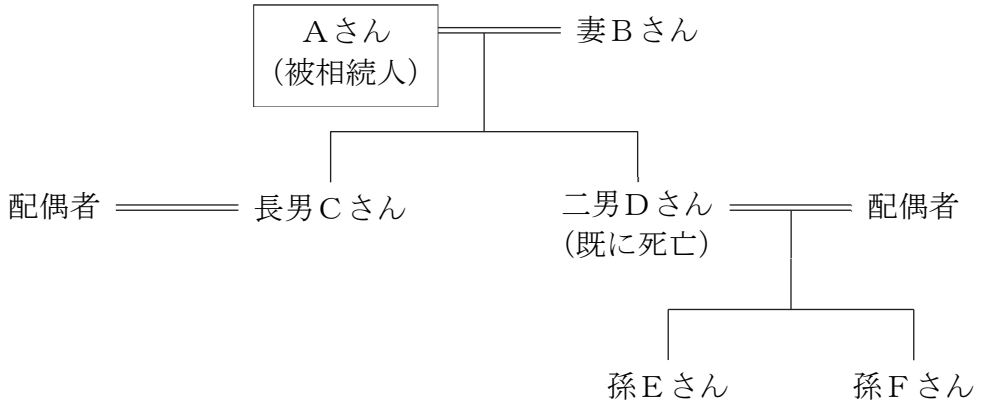
【第５問】 次の設例に基づいて、下記の各問（《問13》～《問15》）に答えなさい。

《設　例》

非上場企業であるＸ株式会社（以下、「Ｘ社」という）の代表取締役社長のＡさんは、2024年８月５日（月）に病気により80歳で死亡した。

Ａさんが保有していたＸ社株式（発行済株式数の全部）は、後継者である長男Ｃさんが相続により取得する予定である。なお、二男Ｄさんは、Ａさんの相続開始前に死亡している。

〈Ａさんの親族関係図〉



〈各人が取得する予定の相続財産（みなし相続財産を含む）〉

（１）妻Ｂさん（77歳）

現預金　　：2,000万円（相続税評価額）

自宅（敷地300㎡）：2,000万円（「小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例」適用後の金額）

自宅（建物）：1,000万円（固定資産税評価額）

死亡保険金　：2,000万円（契約者（＝保険料負担者）・被保険者はＡさん、死亡保険金受取人は妻Ｂさん）

死亡退職金　：5,000万円（Ｘ社から支給された金額）

（２）長男Ｃさん（50歳）

現預金　：7,000万円（相続税評価額）

Ｘ社株式：１億8,000万円（相続税評価額）

※相続税におけるＸ社株式の評価上の規模区分は「大会社」であり、特定の評価会社には該当しない。

（３）孫Ｅさん（21歳）

現預金：□□□万円（相続税評価額）

（４）孫Ｆさん（20歳）

現預金：□□□万円（相続税評価額）

※問題の性質上、明らかにできない部分は「□□□」で示してある。

※上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

《問13》 各相続人は《設例》の記載のとおり、Ａさんの財産を取得した。Ａさんの相続に係る相続税の総額を計算した下記の表の空欄①～④に入る最も適切な数値を、解答用紙に記入しなさい。なお、問題の性質上、明らかにできない部分は「□□□」で示してある。

	妻Ｂさんに係る課税価格	（　①　）万円
	長男Ｃさんに係る課税価格	２億5,000万円
	孫Ｅさんに係る課税価格	□□□万円
	孫Ｆさんに係る課税価格	□□□万円
（ａ）相続税の課税価格の合計額		４億円
	（ｂ）遺産に係る基礎控除額	（　②　）万円
課税遺産総額（（ａ）－（ｂ））		□□□万円
	相続税の総額の基となる税額	
	妻Ｂさん	（　③　）万円
	長男Ｃさん	□□□万円
	孫Ｅさん	□□□万円
	孫Ｆさん	□□□万円
（ｃ）相続税の総額		（　④　）万円

〈資料〉相続税の速算表

法定相続分に応ずる取得金額			税率	控除額
万円超		万円以下		
	～	1,000	10％	－
1,000	～	3,000	15％	50万円
3,000	～	5,000	20％	200万円
5,000	～	10,000	30％	700万円
10,000	～	20,000	40％	1,700万円
20,000	～	30,000	45％	2,700万円
30,000	～	60,000	50％	4,200万円
60,000	～		55％	7,200万円

《問14》　Ａさんの相続等に関する次の記述①～③について、適切なものには○印を、不適切なものには×印を解答用紙に記入しなさい。

①　「妻Ｂさんが相続により取得した自宅の敷地を相続税の申告期限までに売却しても、当該敷地は特定居住用宅地等として『小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例』の適用を受けることができます」

②　「相続税の総額は、各相続人の実際の取得割合によって計算されることから、分割内容により異なる額が算出されます」

③　「孫Ｅさんおよび孫Ｆさんは、Ａさんの孫にあたりますので、相続税額の２割加算の対象となります」

《問15》　Ａさんの相続等に関する以下の文章の空欄①～③に入る最も適切な語句または数値を、下記の〈語句群〉のなかから選び、その記号を解答用紙に記入しなさい。

Ⅰ　「Ａさんが2024年分の所得税について確定申告書を提出しなければならない者に該当するとき、相続人は、原則として、相続の開始があったことを知った日の翌日から（　①　）カ月以内に準確定申告書を提出しなければなりません」

Ⅱ　「Ｘ社株式の相続税評価額は、原則として、類似業種比準方式により評価されます。類似業種比準価額は、類似業種の株価ならびに比準要素である１株当たりの配当金額、（　②　）および簿価純資産価額を基として計算します。配当金額、（　②　）および簿価純資産価額が高い会社は、株式の評価額が高くなります」

Ⅲ　「『配偶者に対する相続税額の軽減』の適用を受けた場合、妻Ｂさんが相続により取得した財産の価額が、配偶者の法定相続分相当額と１億6,000万円とのいずれか（　③　）金額までであれば、原則として、妻Ｂさんが納付すべき相続税額は算出されません」

〈語句群〉

イ．２　　ロ．４　　ハ．６　　ニ．資本金等の額　　ホ．利益金額
ヘ．売上金額　　ト．多い　　チ．少ない

（終）

＊下書き欄（解答は解答用紙に）

＊下書き欄（解答は解答用紙に）

2024 年度９月実施 ファイナンシャル・プランニング技能検定

《模範解答》

・２級 実技試験〈生保顧客資産相談業務〉（2024 年９月８日実施）

※配点は、公表しておりません。また、配点・試験の内容に関するお問合せには、お答えできません。

※合格発表は、10 月 21 日の予定です。

厚生労働大臣指定試験機関　一般社団法人 金融財政事情研究会

検定センター

〈合格基準〉50 点満点で 30 点以上

【第１問】

《問１》

〈答〉　①　816,000（円）　②　1,328,544（円）

③　48,080（円）　④　1,784,724（円）

《問２》

〈答〉

	①	②	③
○×判定	○	×	×

《問３》

〈答〉

	①	②	③
記号	チ	ヘ	ロ

【第２問】

《問４》

〈答〉

	①	②	③
○×判定	×	○	×

《問５》

〈答〉

	①	②	③
○×判定	○	×	×

《問６》

〈答〉

	①	②	③	④
記号	ヘ	ロ	リ	ル

【第３問】

《問７》

〈答〉　①　1,570（万円）　　②　1,715（万円）

《問８》

〈答〉

	①	②	③	④
記号	へ	ホ	チ	ハ

《問９》

〈答〉

	①	②	③
○×判定	○	×	×

【第４問】

《問 10》

〈答〉

	①	②	③
記号	へ	イ	ホ

《問 11》

〈答〉

	①	②	③
○×判定	×	○	○

《問 12》

〈答〉　①　6,720,000（円）　②　630,000（円）

③　480,000（円）　④　352,500（円）

【第５問】

《問 13》

〈答〉　①　8,000（万円）　②　5,400（万円）

③　5,220（万円）　④　8,445（万円）

《問 14》

〈答〉

	①	②	③
○×判定	○	×	×

《問 15》

〈答〉

	①	②	③
記号	ロ	ホ	ト